

認証保育所保育料助成金交付制度改定のご案内

品川区では、認証保育所に入所している家庭の保育料負担を軽減することを目的に、認証保育所と月160時間以上の契約をした認可保育園入園待機児童の保護者の方に、所得階層に応じた定額助成（0～4万円の5段階）の制度を平成20年度に開始いたしました。

平成22年度には、認証保育所の利用状況を鑑みて、認可保育園の申込要件を省略し、認可保育園の保育料との差額助成に制度を改定いたしました。

この間も待機児童解消に向け、認可保育園の積極的な開設や定員拡大を行っており、認証保育所の利用状況も変化してまいりました。

今後も0～2歳児の待機児童対策としての認証保育所の目的は継続しながらも、3歳児以上については、同年齢での集団保育を行っている幼稚園や認可保育園を就学前教育の望ましい環境と考え、**平成25年4月**から下記のとおり制度を改定いたします。

<改定内容>

- ・ **0～2歳児** **変更なし**
- ・ **3～5歳児** **下表のとおり**

変更前	変更後
<p><要件></p> <p>①お子さんと保護者が住民登録をしていて、実際に居住している</p> <p>②認証保育所に該当月の初日より在籍し、基本保育時間で月160時間以上の月ぎめ契約をしている</p> <p>③認証保育所の保育料を支払っている</p> <p><助成金額></p> <p>認証保育所基本保育料（上限¥66,000）と認可保育園保育料の差額</p>	<p><要件></p> <p>①お子さんと保護者が住民登録をしていて、実際に居住している</p> <p>②認証保育所に該当月の初日より在籍し、基本保育時間で月160時間以上の月ぎめ契約をしている</p> <p>③認証保育所の保育料を支払っている</p> <p>④認可保育園の入園申込をしたが、内定が出なかった ※1</p> <p><助成金額></p> <p>所得階層に応じた定額助成 ※2</p>

※ 変更とならない方もいらっしゃいます。詳しくは下記「変更とならない方」を参照

「変更とならない方」

平成25年3月1日時点において、認証保育所の2歳児以上のクラスに在籍しているお子さまのうち、平成25年4月1日以降も継続して同じ認証保育所に在籍している場合は、これまでと同様、認可保育園の入園申込の有無に関係なく、認証保育所基本保育料（基本保育料の支払い上限¥66,000）と認可保育園保育料との差額を助成いたします。

なお、平成25年4月1日以降、認証保育所を転園された場合、転園後の助成には認可保育園への申込が必要となり、助成金も定額の助成に変更いたします。

※1 品川区の認可保育園入園申込の有効期間は、**5月～翌年4月入園分**ですので、5月以降の認証保育所保育料助成の申請には、認可保育園の4月入園申込で内定がでなかった場合でも、**必ず5月からの認可保育園の入園申込**が必要となりますので、ご留意願います。

なお、認可保育園の入園を辞退された場合は、助成は受けられません。

※2 定額助成の内容

認可保育園保育料 所得階層	助成月額
A、B（生活保護世帯、保護者の前年分所得税・前年度住民税非課税）	40,000円
C、D1～D3（保護者の前年分所得税の合計が16,700円未満）	30,000円
D4～D11（保護者の前年分所得税の合計が202,500円未満）	20,000円
D12～D17（保護者の前年分所得税の合計が402,400円未満）	10,000円
D18以上（保護者の前年分所得税の合計が402,400円以上）	なし

<差額助成と定額助成の対象イメージ>

年度	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
平成25年度	認可保育所との差額助成			平成25年3月1日以前に入所 認可保育所との差額助成		
				平成25年3月2日以降入所 定額助成		
平成26年度	認可保育所との差額助成			定額助成	平成25年3月1日以前に入所 認可保育所との差額助成	
					平成25年3月2日以降入所 定額助成	
平成27年度	認可保育所との差額助成			定額助成		平成25年3月1日以前に入所 認可保育所との差額助成
						平成25年3月2日以降入所 定額助成
平成28年度	認可保育所との差額助成			定額助成		

(問い合わせ先) 子ども未来事業部 保育課 保育計画係 認証保育所保育料助成担当

電話：03-5742-6723